

くみあいニュース

山口大学教職員組合（2025年11月11日 Tuesday）

第301号（2024年度-第13号）／電話：083-933-5034・メール：fuy-union@galaxy.ocn.ne.jp

教員の業績評価給制度改訂問題第2回団体交渉（11/7） ～進士理事、交渉なし規則改正（8/1）白紙撤回拒否に固執～

教員業績評価給制度改訂について、組合が山口大学進士正人人事給与マネジメント担当副学長等との団体交渉を9月3日（木）に行い、交渉を行うことなく8月1日付けで就業規則改正を先行実施したことの不当性を追及し、謝罪・白紙撤回を求めたことについては、「くみあいニュース第294号（9月11日発行）」でお知らせしましたが、その後の状況についてお知らせします。



9/3 団体交渉後、大学は9月10日に学長名回答を提示しましたが、組合が団体交渉で強く求めた「謝罪・白紙撤回」ではなく、単に6月以降の経過を書き連ねたものであったため、9月19日に申入書（2頁に掲載）を提出し、あらためて「謝罪・白紙撤回」と再度の団体交渉開催を求めました。

これに対して10月16日に提示された大学回答（2頁に掲載）は、驚くことに労働条件不利益変更を認めず謝罪と規則の白紙撤回をも拒否するものとなっていました。

このため、11月7日（金）午前11時から大学との2回目の団体交渉を行いました。交渉には大学側から進士正人副学長・三浦総務企画部長・林人事課長等、組合は三原委員長・桑畑副委員長・滝野副委員長等が出席しました。

※9/10付学長回答書は組合ホームページに掲載。

評価制度給変更が不利益変更であることは提示資料で明らか ～なお認めぬため、より詳細な個別の損害額資料提示を求める～

交渉の席上、進士副学長からはまたしても、「今回の改正は昨年の人事院勧告、給与制度のアップデートにもとづくもので、全国共通の制度改正だ」など、山口大学の教員のみを対象とした評価制度の改悪を避けようのないものだとする発言が繰り返されました。組合は人勧と評価給制度改訂はまったくの別問題であると指摘しました。進士副学長からはさらに、「（大学側が提示した）資料では事実は分からぬ」等、データにもとづく検証や結果を軽視するような、およそ研究者とは思えない発言が飛び出しました。

こうしたその場しのぎの発言の繰り返しを止めるために、交渉では、労働条件の不利益変更にあたるか否かという争点について、まず双方で事実認識を明らかにし共有することが議論の前提だとして、過去3年間にA評価以上を1回受けた者（49人）のシミュレーションデータの追加（A以上3回・2回は受領済）と、別途、55歳未満の教授57名中、3年間（2022年～2024年）すべてB評価以下だった者（8人）について、年金・退職手当への影響額含めより具体的なデータを提示するよう求めました。

具体的には、3年間B評価以下であった者について、個人情報を伏せて（年齢は明示）、「給・号俸・給与額・年間支給額」「昇給した場合の給・号俸・給与と年間支給額の推移」「退職までの各年度の推移」に加えて、「退職金支給予想額」「年休支給予想額」と「退職後10年間の総額」を示す資料の提示を求めました。

「A1回、A2回、A3回の者」についても同様の資料提示を求めました。この資料作成は担当職員にとって相当の業務量・時間であることを考慮して、回答の目安を2週間後の11月25日（火）までとしました。

以上の資料提示後、その分析をおこなった上で、進士副学長と事実認識の共有をおこない、今回の制度改訂による事実上の年一回の定期昇給の廃止が重大な不利益変更であるのみならず、給与決定規則に反することを認めるよう、引き続き団体交渉を行います。

2025年9月19日

国立大学法人山口大学
学長 谷澤 幸生 殿

山口大学教職員組合
執行委員長 三原 敏秀



給与制度の大くくり化についての協議・交渉について（再申入れ）

このことについて、9月3日（水）の人事給与マネジメント担当副学長との団体交渉で求めました、団体交渉を行うことなく労働条件不利益変更を含む就業規則改正を8月1日付けで実施したことについての謝罪・白紙撤回要求に対する9月10日付けの学長名回答は、単に6月以降の説明・協議・申入れ等の経過を書き連ねたのみであるばかりか、その間に当組合及び過半数代表者から示された疑問へどのように配意したのかについて何ら説明されていないもので、適正な回答とは言い難いものと言わざるを得ません。

今回の事案の核心部分について言えば、7月24日（木）午後の役員会が「調整済み」であったことから「先行して改正」がやむを得なかったかのごとく書かれておりますが、会議は予定どおり開催しても議題を決定することなく取り下げあるいは保留・継続審議するという判断を何故できなかったのかについての説明も記されておりません。

団体交渉が労使間で合意を目指して話し合う場であることはご承知の通りです。今回の経過からして、本件についての団体交渉を行うに際しては、8月1日付けで規則改正をおこなったことについて、責任ある者から謝罪した上で改正規則を白紙撤回もしくはいったん凍結することが前提であると考えます。

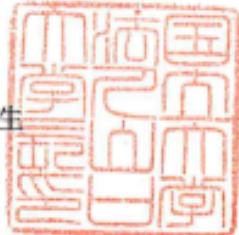
つきましては、今後の山口大学での健全な労使関係継続へ向けて誠実に対応いただくことを再度申し入れます。

以上

令和7年10月16日

山口大学教職員組合
執行委員長 三原 敏秀 殿

国立大学法人山口大学
学長 谷澤 幸生



給与制度の大きくり化についての協議について（回答）

2025年9月19日付けでいただいでおります再申入れにつきまして、本学の見解を以下の通り回答いたします。

本学といたしましては、今回の給与制度の改正にあたりましては、令和7年9月10日付けで回答させていただいたとおり、6月4日の説明を皮切りに、貴組合へご説明するとともに、6月10日および7月8日の教育研究評議会でもご意見を伺う機会を設けてまいりました。

また、今回の制度改正は、直近で実支給額が下がるものではなく、過去3年間の実績を見ても75%以上の教職員が少なくとも1度はA評価以上を受けていることから、多くの教職員の処遇改善に繋がるものであると判断しております。したがいまして、本改正は労働条件の不利益変更にはあたらないと考えております。

つきましては、貴組合が求められている謝罪および規則の白紙撤回には応じかねますが、本学は、今後とも貴組合との健全な労使関係の構築が不可欠であると考えております。7月29日にも口頭にてお伝えいたしました通り、本件は将来に向けた議論となりますので、ぜひ健全な協議の場を設け、議論させていただければと存じます。

本件に関する貴組合のご理解を深めていただくため、引き続き誠意をもって対話の機会を設けてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上